

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議
- 2 開催日時 平成31年1月15日(火) 13時30分から15時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎5階 会議室502
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 寺門久雄, 飛田幸男, 小田倉康家, 須田順子, 清野崇, 安昌美, 酒本輝夫, 沼田佳三, 佐藤美律子, 榊原恵子, 黒澤伸行, 飯田正美
 - (2) 執行機関 高橋涼, 上田航, 加藤富寛, 鶴井昭宏, 小坂部勝久, 赤津遼馬
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 会長及び副会長の選任について(公開)
 - (2) 保存樹・記念樹小委員会の設置について(公開)
 - (3) 水戸市緑の基本計画の一部改正について(公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 【資料1】 水戸市緑化推進会議 会議次第
 - (2) 【資料2】 会長及び副会長の選出について
 - (3) 【資料3】 保存樹・記念樹小委員会設置について
 - (4) 【資料4】 水戸市緑の基本計画の一部改正について
 - (5) 【資料5】 改正水戸市緑の基本計画(素案)
 - (6) 【資料6】 水戸市緑の基本計画 新旧対照表
 - (7) 【参考資料1】 水戸市緑化推進会議条例
 - (8) 【参考資料2】 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

9 発言の内容

執行機関

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より水戸市緑化推進会議を開催いたします。

本日の司会進行を担当いたします、私、公園緑地課緑化係長の小坂部と申します。よろしく願いいたします。

以後、着座にて失礼いたします。

まず、お配りしております本日の資料を確認させていただきます。

お手元の資料を御確認ください。

まず、本日の「会議次第」、次に議題第1号「会長及び副会長の選出について」、次に議題第2号「保存樹・記念樹小委員会設置について」、次に議題第3号「水戸市緑の基本計画の一部改正について」、次に「改正水戸市緑の基本計画(素案)」、次に水戸市緑の基本計画「新旧対照表」、次に「緑化推進会議委員名簿」、次に本日の会議の「席次表」、次に「水戸市緑化推進会議条例」、最後に「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」、以上の資料を配布させていただいております。資料が不足している場合は、事務局までお申し付けください。

なお、本日の会議の進行につきましては、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、市を代表して、都市計画部部長の高橋より御挨拶申し上げます。

(都市計画部部長より挨拶)

執行機関

今回の委員の皆様におかれましては、昨年の9月に新たに委嘱させていただき、今期より委員となられた方もいらっしゃいますので、事務局からお名前を紹介いたします。その後、皆様から一言ずついただきたいと思っております。

(各委員の紹介)

執行機関

ありがとうございました。

なお、___委員、___委員からは、本日欠席の御連絡をいただいております。

また、___委員におかれましては、現在こちらに向かっているところとの御連絡をいただいております。

委員の任期につきましては、2020年8月31日までとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

なお、高橋部長は所用により途中退席いたしますので御了承ください。

執行機関

本日の会議の出席者は現時点で 11 名で、委員 14 名のうち、2 分の 1 以上が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第 6 条第 2 項により、本会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、本日の水戸市緑化推進会議は「水戸市附属機関の公開に関する規程」に基づき公開とさせていただきますので御承知おきください。

それでは、議題に入らせていただきます。

本来であれば、ここで水戸市緑化推進会議条例第 6 条第 1 項に基づき、緑化推進会議会長に議長を務めていただくのですが、今回は緑化推進会議委員を新たに委嘱させていただいたため、会長及び副会長が不在となっております。新会長が選出されますまで、暫時、事務局で進行させていただきますので、御了承ください。

まず、「議題第 1 号」、会長及び副会長の選任を行いたいと思います。選任に当たりましては、条例第 5 条第 1 項の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局案をお願いしたい」との声あり)

執行機関

それでは、事務局案を提示させていただきます。事務局案としてですが、現在、水戸市住みよいまちづくり推進協議会副会長として御活躍をされている経験などを踏まえ、____委員に会長職を、これまでに 2 期 4 年わたって緑化推進会議の委員を務めた実績や経験等を踏まえ、会長のサポート役として____委員に副会長職をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

なお、____委員には、事前に事務局案として____委員を副会長に推薦したい旨をお伝えし、承諾をいただいております。

(「異議なし」との声あり)

執行機関

ありがとうございます。異議等がないようですので、緑化推進会議の会長を____委員に、副会長を____委員をお願いいたします。

____委員におかれましては、会長席にお移りください。

それでは、____会長より一言ずつ御挨拶いただきたいと思います。よろしく
お願いします。

(会長より挨拶)

執行機関

ありがとうございました。

本会議は、水戸市附属機関の公開に関する規程第7条により会議録を作成することとなっており、附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっており
ます。後ほど、議長により署名人2名を選出していただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、水戸市緑化推進会議条例第
6条に基づき、緑化推進会議会長が行うことになっておりますので、議長とし
ての議事の進行を、____会長にお願いいたします。

議長

それでは、まず始めに、附属機関公開の制度により、会議録を公表すること
なので、会議録に署名を行う署名人2名を指名させていただきます。事務局
から案があればお願いします。

執行機関

事務局案としましては、____委員及び____委員にお願いしたいと考えており
ますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ただいま、異議なしという声がありましたので、署名人につきましては、
____委員及び____委員にお願いしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、
議題第2号「保存樹・記念樹小委員会の設置」についてですが、この議題につ
いて、事務局から説明をお願いします。

執行機関

事務局より御説明いたします。水戸市では、市内において、健全で、かつ、
樹容が美観風致上、特に優れている樹木を、保存樹として指定しており、平成
31年1月15日現在、市で指定している保存樹は190本ございます。

また、記念樹につきましては、出生・転入・長寿などの人生の節目に、記念として樹木を交付し、市内の緑化に努めているところでございます。

これら、保存樹の新規指定や記念樹交付事業の制度の見直し等について、緑化推進会議で御審議いただく前に、現地調査や樹木に関する専門的な御意見等をいただくため、緑化推進委員の中から5名を小委員会の委員として選出し、保存樹・記念樹小委員会を設置しているものでございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、保存樹・記念樹小委員会の設置について、設置するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

それでは、保存樹・記念樹小委員会の委員について、水戸市緑化推進会議条例第7条第2項により、会長が指名することになってはいますが、事務局で案があればお願いします。

執行機関

事務局案としましては、緑化推進会議会長、副会長である___委員、___委員、樹木や造園等に関する専門知識をお持ちの___委員、___委員、___委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長

事務局より、保存樹・記念樹小委員会の委員について、私、___委員、___委員、___委員、___委員という案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ただいま、異議なしという声がありましたので、議題第2号については承認されました。

続きまして、議題第3号「水戸市緑の基本計画の一部改正について」ですが、この議題について、事務局から説明をお願いします。

執行機関

(「【資料4】水戸市緑の基本計画の一部改正について」, 「【資料5】改正水戸市緑の基本計画(素案)」及び「【資料6】水戸市緑の基本計画 新旧対照表」の説明)

議長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議題につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

____委員

平成29年度の都市緑地法等の一部改正に伴い、今回、水戸市緑の基本計画を改正するとのことですが、市民緑地設置管理計画で対象となる民有の空き地というのはこういった条件のものが当てはまるのでしょうか。例えば、面積や規模などがいくつ以上とかあるのでしょうか。また、権利関係はどうなるのでしょうか。

執行機関

土地の要件についてですが、適合する面積の基準は300㎡以上となります。

例えば、ビルを取り壊して更地になっている場所で、今後の利活用を検討する間、その土地を緑化により公園として市民の利用に供したり、街中で駐車場になってしまっているような場所を緑化することで市民の利用に供するなど、こういったことをやっていただける民間の方がいれば、税制優遇等により、緑化を推進していくというものになります。

現況が更地でなければならぬということではなく、今後取壊しを予定している場所であっても最終的には更地になりますし、ビルの屋上を緑化して市民の利用に供する場合であっても構いません。色々なやり方があるかと思いますが、いずれにしても、民間の方たちがそのようなことで一般の人たちに利用できる公園とすることが条件になります。

権利関係については、民間団体が土地を借りて市民緑地として開放するということも可能です。必ずしも土地の所有者でなければならぬわけではありません。また、土地を水戸市のものにするわけではなく、あくまでも民間主体で運営していくというものです。

____委員

それは法令等に明記されているのですか。

執行機関

都市緑地法で定められております。

議長

候補地等は具体的にあるのでしょうか。

執行機関

こういうところでできればいいなという思いはありますが、あくまで民間の方たちが「やろう」という形にならないとなかなか難しいです。緑化という話になりますので、民間の方たちにはある程度最初に初期投資が必要になってくるんですね。そうすると、いくら税制優遇があるといっても、現実問題として、企業としては駐車場にした方が収益があるという話にもなりますので、必ずしも水戸市でこの制度が上手くいくのかはわかりませんが、みんなのために自分の土地を公園にしたいという思いを持った方がいたときに、こういった制度を運用できるようにしておかないと、対応が鈍くなってしまいます。緑の基本計画の中に明文化することで、市として備えたいということで、今回挙げさせていただきます。

委員

事業者としてやる場合に初期投資が必要になるとのことでしたが、そういったものに補助金等はあるのでしょうか。

執行機関

一定規模以上のものになると、国の補助等もあるのですが、ちょっと規模が大きいので、現実的ではないというのが現状です。そうすると、ある程度自分たちでということになります。ただ、全てを芝生にしなければならないとか花いっぱいにしなければならないというわけでもありませんので、例えば、駐車場みたいな空き地にプランターや花壇等を設置して、そこをいろんな人たちが利用できる形態にしてもらえればいいわけです。そこでイベントをやっても構いません。みんなが使える広場のようになれば、それでも税制優遇等の特典が出ますので、公共団体が整備する公園までをイメージしなくてもよいと思います。

議長

水戸市は既に緑はそれなりに多いですね。

執行機関

本制度の対象としている市街化区域は比較的少ないです。中心市街地には特
にありません。

____ **委員**

期間は何年間ですか。

執行機関

5年間です。

____ **委員**

始めたら5年間は他の土地利用はできないんですよね。

執行機関

そうです。

____ **委員**

お金はないですけど、土地は提供しますのでやっていただけますかというよ
うなことはないですか。

執行機関

市民緑地というのはあくまで民間の方たちでやっていくというものなので、
市に土地を提供して、市に整備してもらおうというのは、本制度の趣旨とは異な
ります。

議長

ありがとうございました。

それでは、水戸市緑の基本計画の一部改正につきましては、今回議論した内
容や意見を踏まえて、計画改正を進めていただくということでいかがでしょう
か。

(「異議なし」との声あり)

議長

異議等がないようですので、議題第3号につきましては、本日発言のありま
した意見を踏まえて計画改正を進めていただきますようお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。進行を事務局へお返しいたします。

執行機関

本日は会長を始め、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御出席いただき、また、各議題について御意見・御検討いただきまして、心より感謝申し上げます。

「水戸市緑の基本計画の一部改正」につきましては、本日いただきました貴重な御意見、御助言を踏まえまして、計画改正を進めてまいりたいと思います。

今後とも、引き続き本市の公園・緑地行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。